

○志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金交付要綱

令和7年6月9日

告示第105号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと応援特産品の創出、生産、製造及び加工等に係る施設、設備等を強化しようとする事業(以下「補助事業」という。)に対し、予算の範囲内において志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと応援特産品 市内において生産し、製造し、若しくは加工される製品(市内生産物を市外で加工する場合を含む。以下同じ。)又は提供されるサービスであって、ふるさと応援寄附返礼品として活用できるものをいう。
- (2) ふるさと応援寄附返礼品 市がふるさと応援寄附金の受領に伴い寄附者に対して提供する、市内において生産し、製造し、若しくは加工される製品又は提供されるサービスその他これらに類するものであって、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく告示等により総務大臣が定める基準に適合するものをいう。
- (3) 選定事業者 市長が別に定める事業者提案の募集に応募し、かつ、選定された事業者をいう。
- (4) クラウドファンディング 市が行う本事業の公募により採択された事業を実施するための資金を市が指定するインターネットサイトにおいて募集し、調達することをいう。
- (5) 寄附額 クラウドファンディングによる寄附を受けた額の合計額をいう。
- (6) 目標額 第4条に規定する補助対象経費に100分の125を乗じた額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額

とする。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)
は、次条で定める補助対象事業(以下この条において同じ。)の実
施主体である選定事業者で、次の各号に掲げる要件を全て満たす
ものとする。

- (1) 提案した補助対象事業への寄附額が目標額に達した者。ただ
し、寄附額が目標額に達しない場合であっても、自らの責任に
おいて当該補助対象事業を行うことを市と協議し、市の同意を
得た者は、この限りでない。
- (2) 補助対象事業に係る既存のふるさと応援特産品をふるさと応
援寄附返礼品として既に登録し、若しくは登録する意思を有す
る者又は補助対象事業において新たなふるさと応援特産品を創
出しふるさと応援寄附返礼品として登録する意思を有し、か
つ、別表第1の要件に該当する者
- (3) 市内に事業所等を有し、又は開設を予定する者で、当該補助
金の交付決定の日から5年以上継続して補助対象事業を行う意
思を有する者
- (4) 国税及び市税の滞納(納税猶予等の措置によるものを除く。)
のない者
- (5) 志摩市暴力団排除条例(平成23年志摩市条例第3号)第2条第
3号及び第4号に規定する暴力団若しくは暴力団員でない者又
はこれらと密接な関係を有しない者

(補助対象事業等)

第4条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」とい
う。)及び補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」と
いう。)は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補助率、補助金の額等)

第5条 補助率については、補助対象経費の10分の10以内とする。

2 補助金の額は、寄附額の10分の4の額(1,000円未満の端数が生じ
たときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助対象経費の
額の合計額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする選定事業者(以下「申請者」という。)は、志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第3に規定する書類を添付し、市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、クラウドファンディングにより目標額を達成した日又はクラウドファンディングが終了した日のいずれか早い日から30日以内に行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するか否かを決定しなければならない。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定前の着手)

第8条 申請者は、補助対象事業の効率的な実施を図る必要があり、又はその実施に当たりやむを得ない事情がある場合で、前条第1項に規定する交付の可否の決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金事前着手届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の計画を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金(変更・中止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の変更の可否又は中止を決定し、志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金変更(承認・不承認・中止)通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了後30

日以内に志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金実績報告書(様式第8号)に、市長が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、速やかにその審査を行い、必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金交付確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、補助事業者が補助対象事業を完了した後に志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金交付請求書(様式第10号)により請求を受けて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を補助対象事業が完了する前に概算払することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金概算払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 法令又は条例若しくはこの要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助

金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を請求するものとする。

- 3 前項に規定する補助金の返還請求を受けた補助事業者は、期限内に補助金を返還しなければならない。

(繰越協議)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度において補助対象事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の2月1日までに志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金繰越協議依頼書(様式第12号)を市長に提出し、協議を求めることができる。

(繰越承認)

第15条 市長は、前条の協議書の提出を受けたときは、内容を審査し、その結果を志摩市ふるさと応援特産品創出等支援事業補助金繰越承認(不承認)通知書(様式第13号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(事業成果の報告)

第16条 補助事業者は、事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は、補助金の交付を受けた補助対象事業の実施状況を定期的に市長へ報告しなければならない。

(書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助対象事業に関する書類及び帳簿等の関係書類について、事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数のいずれか短い期間とする。

- 2 規則第15条第3号に規定する市長が指定する財産は、1品の取得価格又はその効用増加価格が50万円以上のものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助対象者	要件
右記のいずれかを満たす者	提案の応募申込時点においてふるさと応援寄附返礼品の提供事業者としての登録があり、かつ、提供するふるさと応援寄附返礼品に係る前年度のふるさと応援寄附件数が合計100件以上又はふるさと応援寄附額が合計500万円以上の者
	市が実施する企業誘致関連の補助制度を活用し、市と企業立地に係る協定を締結し、又は市外から志摩市に事業進出した者
	新たなふるさと応援特産品の創出に向け、5,000万円以上の目標額を設定する者
	その他、市における地域活性化や地域経済へ与える効果が特に高いと市長が認める新たなふるさと応援特産品の創出を提案する者

別表第2(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	摘要
ふるさと応援特産品創出等に要する施設、設備等に関するもの	施設整備費	
	施設及び設備の撤去に係る経費	
	土地建物等賃借料(補助事業の完了までの期間のものに限る。)	
	内装、設備及び施工工事費	
	建物改造費	
	備品費	
	借料及び損料	

	土地取得費(測量費及び造成費を含む。)	・現地調査時に確認できないものは、新商品、サービス等の開発に要する経費及び広告宣伝費に限る。 ・返礼品等の費用に含まれる経費(原材料費や梱包資材費等)は除く。
	消耗品費(現地調査時に確認できるものに限る。)	
	委託及び外注費	
	通信運搬費	
	広告宣伝費(補助対象経費の総額の10%以内とし、寄附金の募集に係るものを除く。)	
	その他	

備考 土地取得費を交付の対象とする要件は、次のとおりとする。

- 1 プロジェクト提案時点で具体的な候補地の選定が完了していること。
- 2 新たな工場等の設置を伴う事業であること。
- 3 既存工場等も含めて、全体の生産能力を減少させる等でないこと。
- 4 土地取得等の契約後3年以内に工場等の稼働を開始すること。
- 5 新規雇用の創出及び雇用者数の増加につながること。ただし、公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、交際費、その他市長が不適切と認める費用は、補助対象外とする。

別表第3(第6条関係)

区分	添付書類
個人・法人共通	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 事業実施等誓約書(様式第2号) (4) 暴力団員等非該当誓約書(様式第3号)

個人の場合	(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票の写し(3箇月以内のもの) (2) 市税を滞納していないことの証明書 (※市内に住所がない場合、住所地のもの) (3) 国税に係る納税証明書 (4) 個人事業の開廃業等届出書(個人事業で届出済の場合) (5) 直近3期分の決算書 (6) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。) (7) その他市長が必要と認める書類
法人の場合	(1) 履歴事項全部証明書(3箇月以内のもの) (2) 市税を滞納していないことの証明書 (※市内に事業所がない場合、主たる事業所の所在地のもの) (3) 国税に係る納税証明書 (4) 定款の写し (5) 直近3期分の決算書 (6) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る。) (7) その他市長が必要と認める書類